

徳島県立徳島科学技術高等学校

高校生活ハンドブック



令和5年10月2日

2 教務規程

(1) 履修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本校学則第10条第4項の規定に基づき、履修に必要な事項を定めるものとする。

(履修)

第2条 履修とは、指導計画に従って、教科・科目、特別活動及び総合的な探究の時間に当該学年を通じて参加し、その欠課時数が法定授業時数の7分の1以下であること。

(履修の認定)

第3条 教科・科目の履修の認定は、次のとおりとする。

- (1) 教科・科目の欠課時数が、法定授業時数の7分の1以下であること。
- (2) 教科・科目の欠課時数が、法定授業時数の7分の1を超えて、7分の2以下であって、第6条に規定する補講を受け、不足の時数を補っていること。

(履修の不認定)

第4条 教科・科目の欠課時数が、法定授業時数の7分の2を超えた場合は、原則として当該教科・科目の履修は認定されない。ただし、やむを得ない理由の場合は、校長は審議の上、補講を認め、履修の認定をすることができる。

(欠課、部分欠課)

第5条 教科・科目における欠課、部分欠課は次のとおりとする。

- (1) 欠課とは、授業開始後、授業の途中、授業終了前において15分を超えて入室せずに教育活動に参加しなかった場合、又は授業を欠席した場合をいう。
 - (2) 部分欠課とは、15分以内の授業の遅刻又は早退、中抜けをいう。
- 2 教科・科目における部分欠課は、3回をもって欠課1回とみなす。

(補講)

第6条 補講については、次のとおりとする。

- (1) 正当な事由による欠課・遅刻・早退等により、教科・科目の欠課時数が法定授業時数の7分の1を超えた場合には、すみやかに所定の補講願を教科担任に提出し、補講を受けなければならない。
- (2) 教科・科目の欠課時数が、法定授業時数の7分の2を超えた場合は、原則として当該教科・科目の補講を受けることができない。ただし、やむを得ない理由の場合は、校長は審議の上、補講を認めることができる。
- (3) 補講は、原則として教科担任が面接授業及び課題学習、実習等を行うものとする。
- (4) ホームルーム担任と教科担任は、常に生徒の補講の状況について連携を持つこととする。

4 生徒生活心得

高校生活を豊かで有意義なものにするためには、規範意識を高めるとともに、規則正しい生活の中で、何事にも意欲的・自主的に取り組むことが大切である。自ら考え判断し行動できる能力を育てるとともに、ルールを守り、集団生活の規律向上に努めることが大切である。

(1) 生徒心得

① 充実した学校生活

- ア 自他の人格を尊重する。
- イ 自己に対する責任を自覚する。
- ウ すすんで勉学に励む。

② 日々の生活の向上

- ア 基本的生活習慣を身につける。
- イ 時と場にふさわしい礼儀、あいさつ、言葉づかいをする。
- ウ 環境美化に努めるとともに、公共物を大切にする。
- エ 交通規則を守り、交通事故の防止に努める。
- オ 所持品は自他の区別を明確にし、自らが責任をもって管理する。
- カ 学業に不必要的な物品等の持参や金銭等の貸借はしない。
- キ 交際は、互いを尊重しあい、互いの理解と向上のために節度あるものにする。
- ク 無断外泊は禁止する。

③ 法令等の順守

- ア 飲酒・喫煙をしない。特に、有害物質ゼロの電子たばこ等の利用は、喫煙同様の行為として疑念を招きやすいため、絶対にしない。
(未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法)
- イ 不健全娯楽場（パチンコ店、ギャンブル場、風俗営業店等）への出入りをしない。（徳島県青少年健全育成条例）
- ウ 薬物乱用をしない。（覚醒剤取締法、毒物劇物取締法等）
- エ 夜間（午後11時から午前4時までの間）は外出しない。
ゲームセンターへは、16歳未満の者は午後6時以降（保護者同伴の場合は午後8時以降）、18歳未満の者は午後10時以降、保護者同伴であっても入場できない。（徳島県青少年健全育成条例）
- オ 選挙権等の行使については、関連法規を遵守し、違法行為をしない。
(公職選挙法等)
- カ その他の法律・条例等についても遵守する。

(2) 服装・頭髪

徳島科学技術高校生として、身だしなみを正し、地域社会の信頼を得られるよう努めなければならない。

- ① 登下校および校内においては、学校指定の制服、ベストおよびセータを着用する。(服装規程参照)
- ② ピアス、ネックレス・ブレスレット、指輪等の装飾品および化粧、マニキュア、カラーコンタクト、ディファイン等は禁止する。
- ③ 頭髪は簡素・清潔な髪型とし、奇抜さや違和感のない髪型にする。また、パーマ、染色、脱色、エクステンション、華美なヘアアクセサリー等は禁止する。

(3) 交通安全

常に交通ルールを守り、自他の生命の安全に努める。

① 自転車通学

- ア ステッカーを後部泥よけまたは確認可能な位置に貼り付ける。
- イ 安全を考慮し原則として、登下校は正門からのみとし、校内では、降車して手押しをする。決められた場所に整頓して駐輪、施錠する。
- ウ 信号無視、二人乗り、一時停止違反、通行禁止違反、並進、傘さし運転（雨天時は雨合羽を着用すること）、無灯火運転、携帯電話使用、音楽プレイヤーを聴きながら運転等、悪質・危険な運転をしない。その他、道路交通法に違反する行為。
- エ 命を守る観点から、ヘルメット着用を推奨する。

② 列車、バス等による通学

危険な行為や他の利用者の迷惑にならないよう十分気をつける。

③ 運転免許取得の禁止

原動機付自転車（以下原付）、自動二輪車および普通自動車の運転及びに免許の取得については禁止する。ただし、普通自動車免許取得については、第3学年で所定の手続きを経て、校長の承認を得た場合に許可する。免許取得後、卒業日の翌日までは普通自動車および原付の運転は禁止する。

(4) インターネット、携帯電話、スマートフォン等の利用注意

通信機器の利用は、情報モラルを守り、適切に利用する。

- ① 学校における利用については、控えること。特に、歩行中の利用は、衝突等の危険を伴うため、絶対に利用しないこと。
- ② 個人情報や著作権・肖像権を侵害しないこと。
- ③ 「出会い系サイト」等の有害サイトへの書き込みは、加害者にも被害者にもなる危険性があるので行わないこと。
- ④ 電子掲示板（特に「SNS」や「メール」等）への、個人情報や個人を誹謗・中傷した書き込みは、いじめや重大な人権問題に発展する場合があるので、絶対にしないこと。